

監査公表第17号(平成29年11月10日、県公報第3941号登載)
平成28年10月 4日～平成29年 3月 8日実施 教育委員会出先機関定期監査結果に基づく措置通知(平成28年度)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査結果の報告(平成29年3月28日監総第509-2号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

29教財第119号
平成29年7月14日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 行正晴 實 殿
同 岩崎勇 殿
同 井上忠敏 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号・2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項に対する措置

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
特別支援学校 「北九州高等学園」	<p>特別支援教育就学奨励費(扶助費)に関して、不適正な事務処理が行われ、多数かつ多額の支給過大、支給過小等が生じていた。</p> <p>それらの中には、支給額決定の根拠資料や支出額に対応する支出命令書等の証拠書類が存在しないもの、あるいは根拠なく支出された前渡資金で支払や精算が確認できないものなどが、多数存在していた。</p>	<p>支給過大、支給過小が生じていたものについては、返納及び追給の処理を完了した。また、根拠なく不正に支出されたものについては、県に返納された。</p> <p>支給額決定の根拠資料等の確認は、担当者の他に、支給対象費目ごとにチェックする職員を定め、複数人で行う体制を整えた。事務長は複数人でチェックがなされているか最終確認する。</p> <p>また、校内研修を実施し管理職を含め職員の意識啓発とチェック機能の向上を図る。</p>